

## 令和4年度から対象者拡大します 高齢者タクシー・バス利用券について

問合せ  
いきいき福祉課 地域支援担当  
☎991-1882  
北部サービスセンター ☎992-1777

高齢者の生活支援と社会参加の促進を図るため、タクシー利用券又はバス利用券を交付します。申請時にどちらかを選んでください。

▶**対象者** 町内に住民登録があり、在宅で生活する①又は②の75歳以上の方

①75歳以上の方のみの世帯に属する方

②74歳以下の方も含む世帯に属する方

※いずれも心身障害者福祉タクシー券の交付対象者は除きます。

※年齢は令和4年度末時点のもの。

▶**交付内容** タクシー利用券又はバス利用券のいずれか1つ

▶**申請方法** 本人又は家族等代理の方からの申請後、要件を確認し、その当日に窓口で交付します。

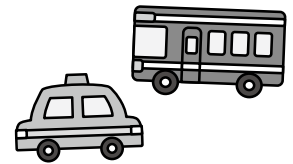
▶**申請場所** いきいき福祉課又は北部サービスセンター

▶**使用方法**

- ・使用目的に制限はありません。
- ・1回の乗車につき1枚まで利用券を使用できます。不足分をお支払いください。おつりはできません。
- ・タクシーに複数人で同乗する場合は、タクシー利用券の交付を受けた人が各1枚ずつ使用可能です。
- ・有効期限を超えての利用はできません。
- ・交付を受けた利用者本人に限り利用券を使用することができます。他者と交換や貸与、譲渡、転売等の不正行為は行わないでください。
- ・利用できる町指定の事業者は次のとおりです。
- タクシー: 松伏交通(有)、飛鳥交通(株)、ユタカ介護サービス、民間救急・介護タクシーすまいる
- バス: 茨城急行自動車(株)(茨急バス)、(株)ジャパントローズ(タローズバス)

	タクシー利用券	バス利用券
①の方	1,000円券 ×8枚	又は 200円券 ×32枚
②の方	1,000円券 ×3枚	又は 200円券 ×10枚

※有効期限は、令和5年3月31日(金)まで。



## 令和4年度 福祉タクシー利用券を交付します

問合せ いきいき福祉課 障がい福祉担当  
☎991-1877

- ▶**対象** 身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方  
療育手帳(A)、A、Bの方
- ▶**交付内容** 福祉タクシー利用券(初乗り料金分×最大18枚)
- ▶**持ち物** 身体障害者手帳又は療育手帳、印かん
- ▶**申込み** 4月1日(金)からいきいき福祉課へ。

## 風しんの追加的対策事業が延長されることになりました

問合せ 保健センター ☎992-3170

風しんの追加的対策事業は、公的に風しんの予防接種を受ける機会がなく、他の世代に比べて風しん抗体保有率が低い【昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性】を対象に、無料で抗体検査を行うものです。

国からの通知を受け、お手持ちのクーポン券の有効期限を下記の通り延長します。お早めにご利用ください。

有効期限	
令和5年3月31日まで	クーポン券を紛失された方は、郵送又は保健センターで再発行申請手続きを行ってください(持ち物:本人確認書類)

▶**内容・利用方法**

抗体検査を行い、予防接種をする必要があると判定された方のみ風しんワクチンを接種します。いずれも費用は無料です。利用される際は、クーポン券(台紙から剥がさずに持参)と保険証を忘れずにお持ちください。

	全国の医療機関	職場健診	特定健診(町国保のみ)
抗体検査	○	○	○
予防接種	○	—	—

▶**備考**

- ・転出された場合は、町のクーポン券は利用できませんので、転出先へご相談ください。